



トップアンドコア通信

【令和1年11月30日号】

2020年4月からは、働き方改革関連法で施行が猶予されていた中小企業に対しても「残業時間の上限規制」が適用され、大企業においても「同一労働同一賃金（パートタイム・有期雇用法）」の適用がスタートします。この機会に「働き方改革」に関する勉強会やセミナーをして欲しいというご要望が増えております。各地の労働局でも様々なセミナーが開催されていますが、そもそも「自社の場合はどうなるのか？」を把握したい企業にとっては、自社の業務内容や雇用区分の分類に合わせたセミナーが求められているようです。社会保険労務士法人トップアンドコアでは、管理職研修や役員向けの説明会など、様々なご要望に合わせて組み立てることができます。ぜひ、ご相談ください。

■ パワハラ規制法の施行日が「2020年6月1日」に決定

企業に対し、職場におけるパワーハラスメント防止のための措置を講じること等を義務づけた「労働施策総合推進法（通称：パワハラ規制法）」改正の施行日が「2020年6月1日」に決定しました。さらに、パワーハラスメントの定義やパワーハラスメントに該当する具体的事例をまとめた「パワハラ指針（案）」については、新聞報道等で「パワハラの定義が狭い」などと指摘を受けていたところ、労働政策審議会です承され、年内に策定される予定となりました。

【2020年6月1日～】

- ①パワハラ防止対策における事業主と労働者の責務
- ②パワハラに関し事業主への相談等を理由として不利益取扱いの禁止
- ③事業主にパワハラ防止のための雇用管理上の措置義務

<具体的な内容の例示>

- ・ 事業主によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発
- ・ 苦情などに対する相談体制の整備
- ・ 被害を受けた労働者へのケアや再発防止など

- ④紛争解決・調停・措置義務等の履行確保

※但し、③④について、中小企業は2022年3月31日までは努力義務



●パワハラ指針（案）で示された「パワハラに該当しない例」

- ・ 誤ってぶつかること
- ・ 遅刻など社会的ルールを欠いた言動が見られ、再三注意しても改善されない労働者に対し一定程度強く注意をすること
- ・ 懲戒規定に基づき処分を受けた労働者に対し、通常の業務に復帰されるために、その前に一時的に別室で必要な研修を受けさせること



■ 働き方改革に関する便利なリーフレットが公開

働き方改革関連法の完全施行が近づくにつれ、厚生労働省や都道府県労働局、各労働基準監督署からは、様々な資料が公開されています。特に、成功事例や導入によってプラスの影響が出た事例等を紹介したものが多く、企業が自社に合わせた「働き方改革」を検討するうえで参考とすることができます。さらに、厚生労働省運営の「働き方・休み方改善ポータルサイト」では、都道府県/業種/企業規模などの条件を入力して「事例検索」をすることができます。ぜひ、ご活用ください。

- ・生産性向上の事例集（厚生労働省：平成31年1月）
- ・働き方改革のヒント（厚生労働省・中小企業庁：2019年3月）



■ 被扶養者の国内居住要件追加に関するQ & A（令和2年4月1日施行）

これまで海外に居住する家族についても、健康保険の被扶養者として加入させることができたところ、海外療養費の不正受領などが問題となり、**令和2年4月1日以降、国内居住要件が追加**されます。運用に関し、健康保険組合との統一を図るため、Q & A方式の通達が発出されました。

原則：日本に住民票がある限りは、国内居住要件を満たすこととなる

例外：一時的に留学をする学生、外国に赴任する被保険者に同行する家族、観光又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者、被保険者が外国に赴任している間に身分関係が生じた者（出生、婚姻など）等は、日本国内に住所がないとしても、日本国内に生活の基礎があると認められる****

※健康保険組合等の保険者は、**施行日前に事業主を経由して被保険者に対して、現に海外に在住する被扶養者等の「健康保険被扶養者（異動）届」の提出を求めること**

■ 労働基準監督署への報告書類（安全衛生関係）がネット上で作成できる！

厚生労働省は、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」を開始しました。労働基準監督署へ提出する書面を作成する際、誤入力や書類の添付忘れを防止し、過去の保存データを用いて共通部分の入力を簡素化することができます。



【対応している届出・申請】

労働者私傷病報告（休業4日以上）、定期健康診断結果報告書、
ストレスチェック報告書総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

※申請や届出をオンライン化するものではなく、作成した帳票を印刷して管轄の労働基準監督署へ提出する必要があります

■ 外国人雇用状況の届出に「在留カード番号」の記載が必須（令和2年3月～）

令和2年3月1日以降、雇入れ/離職をした外国人について、在留カード番号の記載が必須に。

雇用保険被保険者となる外国人：

雇用保険被保険者資格取得届/資格喪失届と一緒に「外国人労働者在留カード番号記載用【別様式】」を提出 **※電子申請においても、別様式に入力・添付が必要**



雇用保険被保険者以外の外国人：

「雇入れ/離職に係る外国人雇用状況届出書」の様式に新しく設けられた
「在留カード番号」欄に記入して提出 **※電子申請の場合でも、記載欄に入力するのみでOK**

社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46F

TEL：03-3349-8370

【名古屋支店】 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP タワー名古屋 7F

TEL：052-589-8753

【福岡支店】 福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25 キャナルシティ・ビジネスセンタービル 6F

TEL：092-273-0503

E-mail：info@topandcore.or.jp http://www.topandcore.com/

